

問Ⅱ－４－⑤（理事の任期）

理事の任期を３年と定めている特例民法法人が、認定・認可を受けたときに既に２年を経過していた場合に、理事の任期はどうなりますか。

答

１ 御質問の場合における理事の任期は、一般社団・財団法人法第 66 条本文（第 177 条において準用する場合を含む。）の任期を経過していれば、移行の登記と同時に終了することになります。

２ 特例民法法人の理事の任期は、移行の登記をするまでは旧制度の任期が適用されます（整備法第 48 条第 2 項）（補足）。そのため、現行の定款において、理事の任期が 3 年となっている法人の理事の任期は、移行の登記をするまでは 3 年の任期になります。しかし、特例民法法人が認定又は認可を受けて移行の登記をした後は、理事の任期は一般社団・財団法人法の任期の規定（一般社団・財団法人法第 66 条（第 177 条において準用する場合を含む。））に従うこととなります。

（補足）新制度の理事会を設置した特例民法法人が理事を選任した場合には、その理事の任期は新制度の理事の任期の規定（一般社団・財団法人法第 66 条（第 177 条において準用する場合を含む。））に従うこととなります。そのため、その場合には、定款で理事の任期を 3 年としても任期は短縮されず（問Ⅱ－４－②（移行をまたぐ任期の取扱い）、問Ⅱ－４－③（理事の任期）参照）。

３ その結果、特例民法法人の理事のうち、移行の登記をした時点において、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時（一般社団・財団法人法第 66 条（第 177 条において準用する場合を含む。））よりも長く在任している理事については、移行の登記と同時に任期が満了して退任することとなります（問Ⅱ－４－②（移行をまたぐ任期の取扱い）、問Ⅱ－４－（理事の任期）及び問Ⅱ－４－③（理事の任期）参照）（考え方）。

（考え方）特例民法法人の理事が任期満了によって退任する結果、役員が欠けることとなる場合又は法若しくは定款で定めた理事の員数を欠くこととなる場合には、当該理事はなお理事としての権利義務を有することとなります（一般社団・財団法人法第 75 条第 1 項（第 177 条において準用する場合を含む。））。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第 66 条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法第 75 条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員  
の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された  
役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての  
権利義務を有する。

2～5 （略）

整備法第 48 条 （略）

2 特例民法法人の理事（理事会を置く特例民法法人が選任するものを除く。）の選任及  
び解任、資格並びに任期については、なお従前の例による。